

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年7月31日

佐賀県知事 山口 祥 義

### 佐賀県規則第38号

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則

佐賀県行政組織規則（平成28年佐賀県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後												
<p>(産業労働部各課の分掌事務)</p> <p><b>第13条</b> 産業労働部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 産業政策課</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ～シ 略</p> <p><b>第22条</b> 略</p> <p>2 略</p> <p>3 産業労働部に<u>産業DX・スタートアップ総括監及び再生可能エネルギー総括監</u>を、SAGA2024・SSP推進局にSSP総括監を置くことができる。</p> <p>4 前3項に規定する職にある者は、上司の命を受けて、次の表の左欄に掲げる職の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる職務を行うものとし、部長又は局長が不在のときは、その職務を代行する。</p>	<p>(産業労働部各課の分掌事務)</p> <p><b>第13条</b> 産業労働部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 産業政策課</p> <p>ア・イ 略</p> <p><u>ウ 産業DX及びスタートアップに係る施策に関すること。</u></p> <p>エ～ス 略</p> <p><b>第22条</b> 略</p> <p>2 略</p> <p>3 産業労働部に再生可能エネルギー総括監を、SAGA2024・SSP推進局にSSP総括監を置くことができる。</p> <p>4 前3項に規定する職にある者は、上司の命を受けて、次の表の左欄に掲げる職の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる職務を行うものとし、部長又は局長が不在のときは、その職務を代行する。</p>												
<table border="1"><thead><tr><th colspan="2">略</th></tr></thead><tbody><tr><td>スポーツ総括監</td><td>略</td></tr><tr><td><u>産業DX・スタートアップ総括監</u></td><td><u>産業DX及びスタートアップの促進に関する事務を掌理し、所属の職員を指揮監督</u></td></tr></tbody></table>	略		スポーツ総括監	略	<u>産業DX・スタートアップ総括監</u>	<u>産業DX及びスタートアップの促進に関する事務を掌理し、所属の職員を指揮監督</u>	<table border="1"><thead><tr><th colspan="2">略</th></tr></thead><tbody><tr><td>スポーツ総括監</td><td>略</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></tbody></table>	略		スポーツ総括監	略		
略													
スポーツ総括監	略												
<u>産業DX・スタートアップ総括監</u>	<u>産業DX及びスタートアップの促進に関する事務を掌理し、所属の職員を指揮監督</u>												
略													
スポーツ総括監	略												

改正前		改正後	
	する。		
再生可能エネルギー 総括監	略	再生可能エネルギー 総括監	略
略		略	
<p>5 略</p> <p><b>第27条</b> 部及び局に、政策総括監、さがデザイン総括監、<u>産業DX・スタートアップ総括監</u>、再生可能エネルギー総括監及びSSP総括監並びに政策企画監、さがデザイン企画監、推進監、家畜防疫対策企画監及びリーダーを補佐するため、参事及び技術監、副課長、企画主幹、副技術監、調整主幹、副主幹及び主幹並びに係長を置くことができる。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第1項の職のうち産業労働部に置かれた職にある者は、上司の命を受けて、次に掲げる事務の一部を処理する。</p> <p><u>(1) 産業DX及びスタートアップに係る施策の企画及び調整並びに推進に関すること。</u></p> <p><u>(2)～(4)</u> 略</p>		<p>5 略</p> <p><b>第27条</b> 部及び局に、政策総括監、さがデザイン総括監、再生可能エネルギー総括監及びSSP総括監並びに政策企画監、さがデザイン企画監、推進監、家畜防疫対策企画監及びリーダーを補佐するため、参事及び技術監、副課長、企画主幹、副技術監、調整主幹、副主幹及び主幹並びに係長を置くことができる。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第1項の職のうち産業労働部に置かれた職にある者は、上司の命を受けて、次に掲げる事務の一部を処理する。</p> <p><u>(1)～(3)</u> 略</p>	

附 則

この規則は、令和6年8月1日から施行する。